

29大基審第12号

平成29年4月6日

東京経済大学

学長 堀 憲 一 殿

公益財団法人 大学基準協会

会長 永 田 恭 介



貴大学の「改善報告書」の検討結果について（通知）

拝啓 陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業推進のため、種々ご協力を賜り、深謝申し上げます。

標記に関し、昨年度、貴大学からご提出いただきました「改善報告書」につきまして、大学評価委員会において慎重に審議を行い、別紙の通り検討結果をとりまとめましたので、ここに通知申し上げます。

同封資料

1. 「改善報告書検討結果（東京経済大学）」

以 上

〈 改善報告書検討結果（東京経済大学） 〉

[1] 概評

2012（平成 24）年度の本協会による大学評価に際し、貴大学に対して、改善勧告として1項目、努力課題として9項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「自己点検・評価運営委員会」の主導のもとで、各学部・研究科及び各種委員会等における点検・評価を経て改善活動に取り組んできた。また、「自己点検・評価における外部評価委員会」を設置し、外部有識者による評価とその意見を自己点検・評価活動に反映させている。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの改善勧告及び努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。

まず、改善勧告については、教育方法に関して（改善勧告No.1）、全研究科において、研究指導計画が策定されていない点について、2013（平成 25）年度から、『大学要覧』において指導教員とともに「研究指導計画書」を作成することを求め、これに基づき研究指導を行うこととしており、改善が認められる。今後は、研究指導の年間スケジュールも含め、着実に実行することが望まれる。

つぎに、努力課題については、以下の事項に関して、引き続き一層の努力が望まれる。

第1に、教育課程・教育内容（努力課題No.2）については、経済学研究科博士後期課程において、研究指導の実施以外は、必要に応じて修士講義科目を聴講させるという指導にとどまっており、依然として課程制大学院制度の趣旨に沿ったカリキュラムを明確に編成しているとはいえないので、同課程にふさわしい教育内容を提供するよう、改めて改善が望まれる。

第2に、編入学生・学士入学生などが1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.3）については、経済学部及び経営学部の3・4年次では44単位、コミュニケーション学部及び現代法学部の3・4年次では48単位に改められている。一方で、すべての学科で、在学期間満了予定の学年に対して単位数の上限の制限を設けないといった例外的な取り扱いがみられるので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

第3に、課程博士の取り扱い（努力課題No.6）については、全研究科博士後期課程において修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることに関し、制度の廃止に向けて検討中の段階であるため、適切な取り扱いを行うよう改善が望まれる。

第4に、学部の学生の受け入れ（努力課題No.7）については、編入学定員に対する編入学生数比率について、経営学部流通マーケティング学科で0.23、コミュニケーション学部コミュニケーション学科で0.23、現代法学部現代法学科で0.15と依然として低いので、改めて改善が望まれる。

第5に、研究科の学生の受け入れ（努力課題No.8）については、収容定員に対する在

籍学生数比率が、コミュニケーション学研究科修士課程で0.28、経営学研究科博士後期課程で0.11と依然として低く、現代法学研究科修士課程では在籍学生がいないので、改善が望まれる。なお、コミュニケーション学研究科博士後期課程、経済学研究科博士後期課程、経営学研究科博士前期課程の同比率も大学評価時より低くなっているため、改善に努められたい。

以上の諸点について、引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し、貴大学がその目的の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	コミュニケーション学研究科の学位授与方針について、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が明確であるとはいえないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	コミュニケーション学研究科(修士課程)の学位授与方針には、課程修了に必要な在学期間と単位数のみが記載されており、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が明確になっていなかった。
	評価後の改善状況	コミュニケーション学研究科委員会において改善方法について検討し、2015年度より、修得単位数の説明の前文に次の内容を盛り込むことを2015年12月9日開催の同委員会にて確認して、課程修了のために修得しておくべき学習成果について明確に示した。 「コミュニケーション学研究科・修士課程は5つの研究領域を基礎に、メディア社会の分析能力を有し、コミュニケーションにおけるコンピューターの機能や課題を体得し、企業や行政等の組織体のコミュニケーション戦略の構築力があり、社会学やカルチュラルスタディーズなどの分析手法を備え、ジャーナリズムの形成過程と今日的課題を把握できる人材を育成する。博士後期課程

	<p>はこれらの素地の上にたった、精深かつ豊かな学識を備えた研究者を養成する。所定の能力を得た者には以下の方針で学位を授与する。」</p> <p>その後、同委員会において前文の内容の見直しを行い、2016年6月15日開催の同委員会で次の内容を決定し、2016年6月より変更した。</p> <p>「コミュニケーション学研究科は前述の5つの領域を基礎に、高度情報社会におけるITを基軸としたネットワーク社会の機能や課題を体得し、企業や行政等の組織体のコミュニケーション戦略の構築力を養う。また、社会学やカルチュラルスタディーズなどの分析手法を備え、メディア情報の形成過程と今日的課題を把握できる人材を育成する。博士後期課程は、これらの素地の上に立ち、豊かな学識を備えた研究者を育成する。所定の能力を得た者には、以下の方針で学位を授与する。」</p> <p>これにより、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を、学内外の大学院生、教員、志願者等に対して明確に示すことができるようになった。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1 「学位授与の方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）について」 本学ホームページ・URL：http://www.tku.ac.jp/tku/pdf/gs_diploma_com.pdf</p> <p>1-2 「コミュニケーション学研究科委員会議事録（2015年12月9日、2016年6月15日）」</p>	

2	<p>基準項目</p> <p>指摘事項</p> <p>評価当時の状況</p> <p>評価後の改善状況</p>	<p>4. 教育内容・方法・成果（2）教育課程・教育内容</p> <p>経済学研究科博士後期課程において、研究指導のみが実施されており、課程制大学院の趣旨に照らしてカリキュラムを明確に編成しているとはいえないので、同課程にふさわしい教育内容を提供するよう、改善が望まれる。</p> <p>博士後期課程において開講している「研究指導」には、コースワークとしての授業も含まれていると認識していたが学則別表に列挙された科目名には、すべて「研究指導」という名称が付されていたため、課程制大学院としての教育内容が読み取りにくかった。</p> <p>「研究指導」という名称は、教育的側面の含意が伝わりにくい欠点があるため、経済学研究科運営委員会（2013年5月8日）、</p>
---	--	--

	<p>経済学研究科委員会（2013年5月15日）、大学院委員会（2013年7月10日）において、2014年度から修士課程については「個別研究指導」、「一般研究指導」の呼称を「特論」、「演習」に変更する学則の改正を行った。博士後期課程については、博士論文作成に際し、指導教員が必要と判断した場合には、修士講義科目を聴講させている。その位置づけについては、課程制大学院の趣旨に沿うように、経済学研究科運営委員会において検討をはじめている。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>2-1 「経済学研究科運営委員会議事録（2013年5月8日）」</p> <p>2-2 「経済学研究科委員会議事録（2013年5月15日）」</p> <p>2-3 「大学院委員会議事録（2013年7月10日）」</p> <p>2-4～6 「東京経済大学 大学院要覧 2014、2015、2016」</p> <p>本学ホームページ・URL：http://www.tku.ac.jp/graduate_school/pdf/g_s_youran.pdf</p> <p>2-7 「経済学研究科授業時間表（2014～2016）」</p>	

3	<p>基準項目</p> <p>指摘事項</p> <p>評価当時の状況</p> <p>評価後の改善状況</p>	<p>4. 教育内容・方法・成果（3）教育方法</p> <p>編入学生・学士入学生などの1年間に履修登録できる単位数の上限について、経済学部3年次生は64単位、4年次生は56単位、経営学部3年次生は56単位、コミュニケーション学部3年次生は56単位、現代法学部3年次生以上は56単位と高く設定されているので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。</p> <p>編入学生・学士入学生は1年次入学の学生と比較すると、科目認定による2年次終了時までの単位数が不足している傾向があるため、1年間の履修単位上限数を一般学生よりも高く設定していた。2011年度の編入学生・学士入学生の履修制限単位数は以下のとおりである。</p> <p>[経済学部] 3年次：64単位、4年次：56単位</p> <p>[経営学部] 3年次：56単位、4年次：48単位</p> <p>[コミュニケーション] 3年次：56単位、4年次：48単位</p> <p>[現代法学部] 3年次：56単位、4年次：56単位</p> <p>2013年5月30日に開催した学部長・センター長会議において、社会的要請に応えるとともに、教育品質の向上を目指す計画の中</p>
---	--	---

	<p>で、その実効性を確保するための履修制限単位数の見直しについて各学部に検討を要請することを決定した。この方針は学長名の文書により 2013 年 6 月 5 日の全学教務委員会を通じて伝えられ、当時、各学部及び全学共通教育センターにおいて議論されていた 2015 年度以降のカリキュラム改革と関連づけて、2015 年度入学者に適用するという目標が設定された。これを受けて、編入学生・学士入学生だけでなく、一般の学生も対象として 2013 年度中に、全学的に検討することとした。その後の各学部の検討に向けての活動は次のとおりである。</p> <p>2013 年 6 月～7 月 各学部教授会において単位制度の趣旨に照らした問題点を学部長より問題提起後、対応を検討した。また全学教務委員会にて学部間の情報共有を行った。</p> <p>2013 年 7 月～10 月 各学部教務委員会・教授会にて継続して検討した。ゼミの乗り入れをしている経済・経営学部は制度を統一する方向で調整することが決定される。併せて1年間の履修登録単位数上限を一般学生と同じにしても学修や卒業への影響が無いかを精査した。</p> <p>2013 年 10 月～2014 年 2 月 すべての学部において、編入学生・学士入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限について、一般学生と合わせることを各学部教務委員会・教授会で決定した。</p> <p>2015 年度カリキュラムより、編入学生・学士入学生の履修制限単位数を以下のとおりとした。</p> <p>[経済学部] 3 年次：44 単位、4 年次：44 単位 [経営学部] 3 年次：44 単位、4 年次：44 単位 [コミュニケーション] 3 年次：48 単位、4 年次：48 単位 [現代法学部] 3 年次：48 単位、4 年次：48 単位</p> <p>*2017 年度に入学する編入学生・学士入学生より適用。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p>	<p>3-1 「東京経済大学経済学部経済学科履修規程」「東京経済大学経済学部国際経済学科履修規程」「東京経済大学経営学部経営学科履修規程」「東京経済大学経営学部流通マーケティング学科履修規程」「東京経済大学コミュニケーション学部コミュニケーション学科履修規程」「東京経済大学現代法学部現代法学科履修規程」</p> <p>3-2 「全学教務委員会議事録（2013 年 6 月 5 日、2013 年 10 月 30 日）」</p>

4	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（3）教育方法
	指摘事項	シラバスについて、統一された書式で作成されているが、科目によっては到達目標が明示されていないものがあるなど精粗があるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスの「到達目標」項目は任意記入項目としていたため、科目によって明示されていないものがあった。
	評価後の改善状況	<p>全学教務委員会で指摘事項への対応を検討し、2014年度より順次改善を行い、2015年度からは、「授業内容」「到達目標」「事前・事後学習」「授業計画」「成績評価方法」の5項目を記入必須とした（2014年6月25日全学教務委員会）。また、全学教務委員会による第三者チェックを行うこととし（2015年1月29日全学教務委員会）、2015年度シラバスから実施している。教員がシラバスを入力するシステムの改修も実施し、記入漏れ等のチェックを徹底している。</p> <p>指摘を受けたシラバスの精粗については、これらの取り組みの結果、改善された。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4-1 「2014年度 シラバス原稿記入要領」 ・4-2 「2015年度 シラバス原稿記入要領」 ・4-3 「2015年度シラバスの第三者チェックについて」 ・4-4 「2016年度 シラバス原稿記入要領」 ・4-5 「東京経済大学シラバス」 本学ホームページ・URL：https://portal.tku.ac.jp/syllabus/public/ ・4-6 「全学教務委員会議事録（2014年6月25日、2015年1月29日）」 		

5	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（4）成果
	指摘事項	全研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『大学院要覧』などに明記し、あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	全研究科において、学位論文審査基準が明文化されていなかった。この点について、2012年9月27日及び28日の大学基準協会

	による実地調査で指摘を受けた。実地調査の意見交換の際に「原案ができていますので、早急に会議で承認を得て決定する」との答弁を行い、書式（案）を先方に提出した。
評価後の改善状況	2012年9月に提出した「学位論文審査基準（案）」について、各研究科で審議するとともに、2012年10月24日及び12月5日の大学院委員会で審議し、2012年12月18日から2013年1月9日の持ち回り審議で承認後、2013年度から明文化された。全学生に配布する『大学院要覧』に掲載し、周知徹底を図っている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
5-1 「東京経済大学 大学院要覧 2013」	
5-2 「東京経済大学 大学院要覧 2014」	
5-3 「東京経済大学 大学院要覧 2015」	
5-4 「東京経済大学 大学院要覧 2016」	
本学ホームページ・URL : http://www.tku.ac.jp/graduate_school/pdf/gs_youran.pdf	
5-5 「大学院委員会議事録（2012年10月24日、2012年12月5日）」	

6	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（4）成果
	指摘事項	全研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	全研究科博士後期課程において、在籍関係のない状態（単位取得満期退学者）で学位論文を提出した者に対して、課程博士として学位を授与していた。 【2004年度以降の学位授与件数】 経済学研究科 2004年7月14日 1件 2008年2月20日 1件 2012年9月14日 1件 経営学研究科

	<p>2005年7月13日 1件 2006年2月21日 1件 コミュニケーション学研究科 2007年2月21日 1件 2011年3月23日 1件</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p>「課程博士の取り扱い」については、2013年10月以降、大学院委員会を中心に在学生の修学状況や他大学の状況等を勘案し、今後の具体的な対応方法を検討した。最終的には、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に課程博士として学位を授与する制度を廃止する方向で検討したいと考えている。制度廃止の検討と並行して、文科省答申『新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて』にあるように、課程制大学院の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう努力している。具体的には、年度初めの「研究指導計画書」の作成、年度末に、院生からの「研究成果報告」提出、必要に応じて（経営学研究科は必須）修士論文発表会への参加を促している。</p> <p>学位論文の進捗状況を確認し、修業年限内に学位授与を目指すため、博士後期課程在生も、必要に応じて、修士課程在生とともに学位論文中間発表を行っている。</p> <p>また、年に1度、研究業績を提出することを義務づけ、学位論文進捗状況の把握に努めている。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>6-1「大学院委員会 2013年10月23日 議事録」 審議（→直後の各研究科委員会で意見集約を行うべきとの意見）</p> <p>6-2「大学院委員会 2013年12月4日 議事録」 継続審議</p> <p>6-3「大学院委員会 2014年2月26日 議事録」 承認（→2014年2月28日自己点検・評価運営委員会へ提出）</p> <p>6-4「大学院委員会 2014年11月26日 議事録」 2013年度提出したものの更新 （→議長一任のうえ、2014年12月1日に、自己点検・評価運営委員会へ提出）</p> <p>6-5「大学院委員会 2016年2月17日 議事録」 審議承認（→2016年2月17日 自己点検・評価運営委員会へ提出）</p>

7	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	<p>編入学定員に対する編入学生数比率について、経営学部流通マーケティング学科で0.42、コミュニケーション学部コミュニケーション学科で0.43、現代法学部現代法学科で0.23と低いので、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>短期大学の学生数減少により、編入学試験の志願者が減少してきていた。編入学の一般入試は、学部ごとに課してきた「論文」試験の難易度が高く、受験生から敬遠されていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>編入学定員に対する編入学生数比率の改善のため、第3年次編入学志願者数を増やすべく入試委員会で検討を行い、2014年度「第3年次指定短期大学推薦編入学」入試における推薦枠数の追加について2012年10月24日開催の入試委員会にて原案を承認の後、2012年11月14日開催の代議員会にて承認し、学生募集を行った。また、2015年度にも同入試の推薦枠追加について、2014年3月26日開催の入試委員会にて原案を承認の後、2014年4月23日開催の代議員会にて承認し、学生募集を行った。また、「第3年次一般編入学・学士入学」入試について、2013年3月26日の入試委員会において検討を行い、試験科目を学部ごとの論文から全学部共通の小論文に変更する修正案を承認し、2013年4月24日開催の代議員会にて承認し、幅広い受験者層が受験しやすいようにした。</p> <p>しかしながら、編入学定員に対する編入学生数の改善にはつながらず、2016年度の編入学定員に対する編入学生数比率は、経営学部流通マーケティング学科で0.33、コミュニケーション学部コミュニケーション学科で0.27、現代法学部現代法学科で0.20となっている。</p> <p>2017年度入試では、新たに「第3年次海外指定校推薦編入学」入試を設けることが2016年4月20日開催の代議員会で決定し、募集を開始している。</p>

<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>7-1「過去5年間の編入学生定員・編入学者数・編入学者数比率」</p> <p>7-2「指定校数及び指定校推薦枠数」(以下の表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定校数</td> <td>84</td> <td>115</td> <td>111</td> <td>139</td> <td>135</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>推薦枠数</td> <td>274</td> <td>336</td> <td>389</td> <td>470</td> <td>456</td> <td>441</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-3「2017年度「第3年次指定短期大学推薦編入学」入試募集要項」</p> <p>7-4「2017年度「第3年次一般編入学・学士入学」入試募集要項」</p> <p>7-5「2017年度「第3年次海外指定校推薦編入学」入試募集要項」</p> <p>7-6「入試委員会議事録(2012.10.24・2013.3.26・2014.3.26・2016.3.30)」</p>		2012	2013	2014	2015	2016	2017	指定校数	84	115	111	139	135	131	推薦枠数	274	336	389	470	456	441
	2012	2013	2014	2015	2016	2017															
指定校数	84	115	111	139	135	131															
推薦枠数	274	336	389	470	456	441															

8	<p>基準項目</p> <p>指摘事項</p> <p>評価当時の状況</p> <p>評価後の改善状況</p>	<p>5. 学生の受け入れ</p> <p>収容定員に対する在籍学生数比率について、コミュニケーション学研究科修士課程で0.45、現代法学研究科修士課程で0.35と低く、経営学研究科博士後期課程には大学院学生が在籍していないので、改善が望まれる。</p> <p>収容定員に対する在籍学生数比率について、一般入試志願者が激減している現状があった。特に修士課程以上の法律系大学院は法科大学院がメインであり、それを持たない法律系大学院は厳しい現状があると認識していた。</p> <p>2015年度から、大学院委員会が中心となり、在籍学生数比率の改善に向け、海外推薦指定校枠の拡大を目的に、中国の大学訪問を行った。その結果、海外推薦指定校を増やし、現在では、従来からの指定校も含め20校まで増えている。また、2013年度以降、各研究科の博士後期課程に大学院学生が在籍している。ただし、「評価に際しての指針」の学生受け入れの基準には達していないので、引き続き努力する。</p>																							
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>8-1「大学院研究科における入学者数等」</p> <p>8-2「海外推薦指定校数及び指定校推薦枠数」(以下の表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th></th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> <th>2015年度</th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">修士</td> <td>指定校数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>推薦枠数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>32</td> <td>38</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>			課程		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	修士	指定校数	4	4	4	13	15	21	推薦枠数	10	10	10	32	38	55
課程		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度																		
修士	指定校数	4	4	4	13	15	21																		
	推薦枠数	10	10	10	32	38	55																		

博士	指定校数	1	1	1	1	1	1
	推薦枠数	1	1	1	1	1	1

8-3「2017年度大学院海外指定校推薦募集要項一覧」

9	基準項目	10. 内部質保証
	指摘事項	内部質保証に関する取り組みについて、認証評価への対応および「事業計画」や「事業報告」に依存しており、自らの定める規程にしたがった点検・評価活動がなされているとはいいがたいので、内部質保証システムを整備し、機能させるよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	自己点検・評価運営委員会規程（1993年7月制定）第5条4項には「実施責任者は、毎年指定の期日までに個別の自己点検・評価結果を運営委員長に報告しなければならない」とあるが、全学的な自己点検・評価は毎年度恒常的に実施している状況ではなかった。
	評価後の改善状況	2013年度・2014年度は、自己点検・評価運営委員会（学部長、大学院研究科委員長、各種委員会委員長、事務部長等で構成）の下、本学独自のチェックシートを用いて自己点検・評価を行ってきた（2013年6月12日、自己点検・評価運営委員会）。この取り組みでは、年間を通して組織単位（教授会、委員会、事務部署）で改善計画・成果指標・実施内容などをチェックシートにまとめ、自己点検・評価運営委員会で確認を行った。また、2014年度には、学内での自己点検・評価そのものの妥当性を確認するため、学外の有識者からなる東京経済大学「自己点検・評価における外部評価委員会」を設置し、外部評価を受けた（2015年3月27日、外部評価委員会から報告書受領）。2015年度は、外部評価で指摘を受けた項目を中心に自己点検・評価を行うとともに、2016年度の改善報告書提出に向けた検討を行った。2016年度は、学長の下で進めている教学改革の施策実行と私立大学等改革総合支援事業で採択された「グローバル化」の実施状況について、自己点検・評価活動を行っている（2016年5月18日、自己点検・評価運営委員会で承認）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	

9-1 「2013 年度・2014 年度 自己点検・評価報告書」
9-2 「東京経済大学外部評価報告書（平成 27 年 3 月）」
9-3 「2015 年度 自己点検・評価活動 チェックシート」
9-4 「自己点検・評価運営委員会議事録（2013 年 6 月 12 日、2016 年 5 月 18 日）」

2 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（3）教育方法
	指摘事項	全研究科において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に進めるように是正されたい。
	評価当時の状況	全研究科において、研究指導計画が策定されていなかった。この点について、2012 年 9 月 27 日と 28 日の大学基準協会による実地調査で指摘を受けた。実地調査の意見交換の際に「原案ができていたので、早急に会議で承認を得て決定する」との答弁を行い、書式（案）を先方に提出した。
	評価後の改善状況	2012 年 10 月 24 日及び 12 月 5 日の大学院委員会で審議を行った。2012 年 9 月に提出した「研究指導計画書（案）」の原案どおり、審議承認され、2013 年度から、「研究指導計画書」の作成を義務化している。本件は、全学生に配布する『大学院要覧』に掲載し、周知徹底を図っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	1-1 「東京経済大学 大学院要覧 2013」	
	1-2 「東京経済大学 大学院要覧 2014」	
	1-3 「東京経済大学 大学院要覧 2015」	
	1-4 「東京経済大学 大学院要覧 2016」	
	本学ホームページ・URL : http://www.tku.ac.jp/graduate_school/pdf/gs_youran.pdf	
	1-5 「大学院委員会議事録（2012 年 10 月 24 日、2012 年 12 月 5 日）」	

以 上